

裁判所の記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書

参考資料目録

- 参考資料1. 事件記録等保存規程
(昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号)
- 参考資料2. 事件記録等保存規程の運用について
(平成4年2月7日付け総三第8号最高裁判所事務総長通達)
- 参考資料3. 少年調査記録規程
(昭和29年6月1日最高裁判所規程第5号)
- 参考資料4. 少年調査記録規程の運用について
(平成4年8月21日付け家二第249号最高裁判所事務総局家庭局長、総務局長通達)
- 参考資料5. 事件記録等の2項特別保存に関する運用例について
(令和2年3月9日付け総三第53号最高裁判所事務総局総務局長通知)

事件記録等保存規程

昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号

改正	昭和40年	2月12日	最高裁判所規程第1号
	同 42年	4月10日	同 第3号
	同 42年	6月10日	同 第6号
	同 45年	9月 1日	同 第4号
	同 46年	6月14日	同 第5号
	同 49年	9月14日	同 第6号
	同 51年	5月15日	同 第4号
	同 55年	4月23日	同 第3号
平成	2年	11月28日	同 第1号
	同 4年	1月23日	同 第1号
	同 6年	6月 1日	同 第3号
	同 6年	11月16日	同 第6号
	同 8年	12月 4日	同 第2号
	同 9年	2月19日	同 第1号
	同 11年	8月25日	同 第1号
	同 12年	1月12日	同 第1号
	同 13年	2月 7日	同 第3号
	同 13年	7月11日	同 第9号
	同 14年	1月30日	同 第1号
	同 15年	2月 5日	同 第1号
	同 15年	11月12日	同 第3号
	同 16年	9月22日	同 第6号
	同 17年	2月 2日	同 第2号
	同 17年	3月 2日	同 第3号
	同 17年	6月29日	同 第7号
	同 17年	10月12日	同 第9号
	同 19年	5月23日	同 第2号
	同 22年	1月20日	同 第1号
	同 23年	3月23日	同 第1号
	同 24年	9月26日	同 第2号
	同 25年	10月30日	同 第3号
	同 27年	2月18日	同 第2号
	同 28年	2月24日	同 第1号
令和	元年	11月27日	同 第1号
令和	2年	9月 2日	同 第1号

事件記録等保存規程（昭和28年最高裁判所規程第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 事件記録及び事件書類の保存については、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程で「事件記録」とは、別表第一の上欄に掲げる事件及び再審事件（以下「事件」という。）の記録をいう。

2 この規程で「事件書類」とは、事件に関する書類で最高裁判所が別に定めるところにより記録から分離されたもの及び記録につづり込むことを要しないものをいう。

3 この規程で「家庭事件」とは、家事審判事件、家事調停事件、子の返還申立事件、家事雑事件、少年保護事件、準少年保護事件及び少年審判雑事件をいう。

4 この規程で「付随事件」とは、証拠保全事件その他主たる事件に付随する事件をいう。
（平6最裁程6・平8最裁程2・平15最裁程3・平17最裁程3・平24最裁程2・平25最裁程3・令元最裁程1・一部改正）

（保存裁判所）

第3条 事件記録（以下「記録」という。）及び事件書類は、特別の定めがある場合のほか、当該事件の第一審裁判所で保存する。

2 上訴裁判所において調停に付された事件に係る調停事件で当該上訴裁判所が処理したものの記録及び事件書類は、当該調停に付された事件の記録を保存する裁判所で保存する。

3 再審事件の記録は、不服申立ての対象となつた裁判がされた事件の記録を保存する裁判所で保存する。

4 事件書類のうち、別表第一に掲げる事件又は再審事件の移送の決定の原本、少額訴訟債権執行事件の移行の決定の原本及び別表第二に掲げる裁判書の原本は、その裁判をした裁判所で保存する。

5 事件書類のうち、事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないものは、当該書類が作成又は提出された裁判所で保存する。

（平15最裁程3・平17最裁程3・平24最裁程2・一部改正）

（保存期間）

第4条 記録及び事件書類の保存期間は、別表第一及び第二のとおりとする。

2 前項の保存期間は、特別の定めがある場合のほか、裁判の確定その他の事由による事件完結の日から起算する。

3 上訴裁判所で保存すべき裁判（移送の決定を除く。）の原本の保存期間は、その裁判が効力を生じた日から起算する。

4 移送の決定の原本の保存期間はその決定の確定の日から、移行の決定の原本の保存期間はその決定の日から、それぞれ起算する。

5 公示催告事件で除権決定の取消しの申立てがあつたものの記録の保存期間は、当該申立てについての裁判の確定の日から起算する。

6 事件書類のうち事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないものの保存期間

は、用済みの日から起算する。

(平17最裁程3・一部改正)

(家庭事件等の特例)

第5条 最高裁判所は、必要があるときは、家庭事件、督促事件、保全命令事件、民事非訟事件、簡易確定事件及び付随事件の記録及び事件書類の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる。

(平2最裁程1・平6最裁程6・平28最裁程1・令元最裁程1・令2最裁程1・一部改正)

(附属書類)

第6条 事件書類のうち別表第一において保存期間が定められているもの(移送の決定の原本及び移行の決定の原本を除く。)の内容を明らかにするため必要な書類は、当該事件書類とともに保存しなければならない。上訴裁判所から送付された終局裁判の正本も、同様とする。

(平15最裁程3・平24最裁程2・一部改正)

(裁判の原本等への付記)

第7条 事件書類のうち、別表第一において保存期間が定められているもの(移行の決定の原本を除く。)及び別表第二に掲げる移送の決定の原本には、当該裁判、審判又は調書等の送達及び確定又は訴え等の取下げの事実を付記しなければならない。上訴裁判所から送付された終局裁判の正本についても、同様とする。

(平24最裁程2・令元最裁程1・一部改正)

(廃棄)

第8条 保存期間が満了した記録及び事件書類は、廃棄する。

2 廃棄は、首席書記官(最高裁判所にあつては訟廷首席書記官、知的財産高等裁判所にあつては知的財産高等裁判所首席書記官、首席書記官の置かれている簡易裁判所以外の簡易裁判所にあつては監督地方裁判所の首席書記官)の指示を受けてしなければならない。

(昭40最裁程1・昭42最裁程6・平6最裁程3・平17最裁程2・一部改正)

(特別保存等)

第9条 記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。

2 記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。

3 前項の記録又は事件書類で相当であると認めるものは、最高裁判所の指示を受けてその保管に移すことができる。

(内閣総理大臣への移管)

第10条 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第14条第1項の規定に基づく協議による定め(同法附則第3条の規定により同法第14条第1項の規定に基づく協議による定めとみなされるものを含む。)において同法第2条第6項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた記録及び事件書類は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館に送付する。

- 2 前項の記録及び事件書類は、保存期間満了の後も、独立行政法人国立公文書館に送付するまでの間保存しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和40年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に保存中の記録及び事件書類のうち、この規程により保存期間が延長されたものについては、改正前の規程による保存期間保存すればたりる。

附 則（昭和40年2月12日最高裁判所規程第1号）

この規程は、昭和40年2月15日から施行する。

附 則（昭和42年4月10日最高裁判所規程第3号）

この規程は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則（昭和42年6月10日最高裁判所規程第6号）

この規程は、昭和42年6月10日から施行する。

附 則（昭和45年9月1日最高裁判所規程第4号）

この規程は、昭和45年9月1日から施行する。

附 則（昭和46年6月14日最高裁判所規程第5号）

この規程は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月14日最高裁判所規程第6号）

この規程は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年5月15日最高裁判所規程第4号）

この規程は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月23日最高裁判所規程第3号）

この規程は、民事執行法（昭和54年法律第4号）の施行の日（昭和55年10月1日）から施行する。

附 則（平成2年11月28日最高裁判所規程第1号）

この規程は、民事保全法（平成元年法律第91号）の施行の日（平成3年1月1日）から施行する。

附 則（平成4年1月23日最高裁判所規程第1号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月1日最高裁判所規程第3号）

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成6年11月16日最高裁判所規程第6号）

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成8年12月4日最高裁判所規程第2号）

この規程は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の施行の日から施行する。

附 則（平成9年2月19日最高裁判所規程第1号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年8月25日最高裁判所規程第1号）

この規程は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年1月12日最高裁判所規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日から施行する。ただし、別表第一の6の項の改正に係る部分は、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）の施行の日（平成12年2月17日）から施行する。

（経過措置）

2 和議事件については、なお従前の例による。

附 則（平成13年2月7日最高裁判所規程第3号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第一の12の項の改正規定中小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件に係る部分については民事再生法等の一部を改正する法律（平成12年法律第128号）の施行の日から、承認援助事件に係る部分については外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）の施行の日から施行する。

附 則（平成13年7月11日最高裁判所規程第9号）

この規程は、平成13年10月13日から施行する。

附 則（平成14年1月30日最高裁判所規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月5日最高裁判所規程第1号）

この規程は、会社更生法（平成14年法律第154号）の施行の日（平成15年4月1日）から施行する。

附 則（平成15年11月12日最高裁判所規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、仲裁法（平成15年法律第138号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 別表第一の3の項の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成15年法律第108号）の施行の日

(2) 別表第一の12の項の改正規定及び同表の21の項の改正規定中動産競売開始許可決定の原本に係る部分 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（平成15年法律第134号）の施行の日

（経過措置）

2 仲裁法の施行前に仲裁判断があった場合においては、当該仲裁判断の原本の保存については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月22日最高裁判所規程第6号）

この規程は、破産法（平成16年法律第75号）の施行の日から施行する。

附 則（平成17年2月2日最高裁判所規程第2号）

この規程は、知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成17年3月2日最高裁判所規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月29日最高裁判所規程第7号）

この規程は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する

法律（平成15年法律第110号）の施行の日から施行する。

附 則（平成17年10月12日最高裁判所規程第9号）

（施行期日）

- 1 この規程は、労働審判法（平成16年法律第45号）の施行の日（平成18年4月1日）から施行する。ただし、別表第1の8の項の改正規定は会社法（平成17年法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の施行の日から、同表の23の項の改正規定（同項を同表の24の項とする部分を除く。）は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法第386条第1項第8号の査定の決定の原本の保存については、なお従前の例による。

附 則（平成19年5月23日最高裁判所規程第2号）

この規程は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日から施行する。

附 則（平成22年1月20日最高裁判所規程第1号）

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日最高裁判所規程第1号）

この規程は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の施行の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則（平成24年9月26日最高裁判所規程第2号）

この規程は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の施行の日（平成25年1月1日）から施行する。

附 則（平成25年10月30日最高裁判所規程第3号）

この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 1 （前略）第3条中事件記録等保存規程別表第1の11の項の改正規定 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日（平成26年1月3日）
- 2 （前略）第3条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）の施行の日

附 則（平成27年2月18日最高裁判所規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第70条の6第1項（改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による裁判の申立てに係る事件の記録及び当該裁判の原本の保存については、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月24日最高裁判所規程第1号）

この規程は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）の施行の日（平成28年10月1日）から施行する。

附 則（令和元年11月27日最高裁判所規程第1号）

この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 1 （前略）第2条中事件記録等保存規程別表第1の14の項の改正規定 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）の施行の日
- 2 前号に掲げる規定以外の規定 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の施行の日

附 則（令和2年9月2日最高裁判所規程第1号）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和4年5月25日最高裁判所規程第2号）

この規程は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号）の施行の日から施行する。

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

（平 8 最裁程 2・全改、平 1 1 最裁程 1・平 1 2 最裁程 1・平 1 3 最裁程 3・平 1 3 最裁程 9・平 1 4 最裁程 1・平 1 5 最裁程 1・平 1 5 最裁程 3・平 1 6 最裁程 6・平 1 7 最裁程 3・平 1 7 最裁程 7・平 1 7 最裁程 9・平 1 9 最裁程 2・平 2 4 最裁程 2・平 2 5 最裁程 3・平 2 7 最裁程 2・平 2 8 最裁程 1・令元最裁程 1・一部改正）

	事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
1	和解事件	3 年	和解調書 30 年
2	督促事件	却下の処分又は支払督促の送達前における取下げによつて完結したもの 5 年 その他 3 年	確定判決と同一の効力を有する支払督促の原本 30 年
3	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を含む。）	5 年	判決の原本 50 年 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書 30 年 和解に代わる決定の原本（異議申立てにより効力を失つたものを除く。） 30 年
4	公示催告事件	5 年	和解調書 30 年
5	保全命令事件	5 年	和解調書 30 年 保全命令の原本 10 年
6	民事一般調停事件 宅地建物調停事件 商事調停事件 農事調停事件 鉱害調停事件 交通調停事件 公害等調停事件 特定調停事件	5 年	調停調書 30 年 調停に代わる決定の原本（異議申立てにより効力を失つたものを除く。） 30 年
7	過料事件	5 年	
8	民事非訟事件 商事非訟事件	5 年	和解調書 30 年 会社法第 545 条第 1 項の査定の決定の原本（異議の訴えのあつた

			ものを除く。) 30年
9	借地非訟事件	5年	終局決定の原本(申立てを却下するものを除く。) 30年 和解調書 30年
10	罹災都市借地借家臨時処理事件及び 接収不動産に関する借地借家臨時処理事件	5年	裁判上の和解と同一の効力を有する裁判の原本 30年 和解調書 30年
11	発信者情報開示命令事件	5年	終局決定の原本(申立てを不適法として却下するもの及び異議の訴えのあったものを除く。) 30年 和解調書 30年
12	配偶者暴力等に関する保護命令事件	5年	
13	労働審判事件	5年	労働審判の原本(異議申立てにより効力を失ったもの及び決定により取り消されたものを除く。) 30年 調停調書 30年
14	少額訴訟債権執行事件 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件 不動産、船舶、航	5年	

	空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件 財産開示事件 第三者からの情報取得事件 企業担保権実行事件		
15	破産事件 再生事件 小規模個人再生事件 給与所得者等再生事件 会社更生事件 承認援助事件 船舶所有者等責任制限事件 油濁等損害賠償責任制限事件	5年	破産手続開始の決定の原本 30年 破産債権者表 30年 再生債権者表 30年 更生債権者表及び更生担保権者表 30年 破産法第178条第1項（同法第244条の11第3項において準用する場合を含む。）の査定の決定の原本（異議の訴えのあったものを除く。） 30年 民事再生法第143条第1項の査定の決定の原本（異議の訴えのあったものを除く。） 30年 会社更生法第100条第1項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第63条及び第229条において準用する場合を含む。）の査定の決定の原本（異議の訴えのあったも

			のを除く。)	30年
			破産法第252条第1項及び第2項の免責許可の決定の原本	30年
16	簡易確定事件	5年	簡易確定手続開始の決定の原本 届出消費者表 簡易確定決定の原本（異議申立てにより効力を失ったものを除く。）)	30年 30年 30年 30年
17	仲裁関係事件	5年	仲裁判断の執行決定の原本	30年
18	人身保護事件	5年		
19	家事審判事件	子の氏の変更について の許可の申立て その他	1年 5年	審判の原本（申立てを却下するものを除く。） 30年 審判に代わる裁判の原本（申立てを却下するものを除く。） 30年 相続の限定承認及び放棄並びにそれらの取消しの申述書（申述を受理されなかつたものを除く。） 30年 遺言書の検認調書 30年
20	家事調停事件	5年	合意に相当する審判の原本（異議申立てにより効力を失ったもの及び決定により取り消されたものを除く。） 合意に相当する審判に代わる裁判の原本（異議申立てにより効力を失ったもの及び決定により取り消されたものを除く。） 調停に代わる審判の原	50年 50年

			本（異議申立てにより効力を失ったもの及び決定により取り消されたものを除く。） 30年 調停に代わる審判に代わる裁判の原本（異議申立てにより効力を失ったもの及び決定により取り消されたものを除く。） 30年 調停調書 30年
2 1	子の返還申立事件	5年	子の返還を命ずる終局決定の原本 30年 和解調書 30年
2 2	少年保護事件	保護処分決定によつて完結したもの又は検察官を出席させる決定があった事件につき、審判に付すべき事由の存在が認められないこと若しくは保護処分に付する必要があることを理由として保護処分に付さない旨の決定がされたもの 少年が26歳に達するまでの期間 その他 3年。ただし、道路交通法違反保護事件以外の事件で右の期間満了時に少年が20歳に達しないものは、20歳に達するまでの期間	
2 3	準少年保護事件（少年法第27条の2に規定するもの	3年。ただし、右の期間満了時に本人が26歳に達しないも	

)	のは、26歳に達するまでの期間	
24	医療観察処遇事件	10年。ただし、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項の決定をすることの申立てに係る処遇事件のうち、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定又は入院によらない医療を受けさせる旨の決定がされた処遇事件については、右の期間満了時に、対象者についての同法による医療の終了の日（同法による医療を終了する旨の決定がされる場合にあつては、当該決定の確定の日）から3年を経過していないときは、当該日から3年を経過するまでの期間	
25	法廷等の秩序維持に関する法律違反事件	5年	
26	裁判官の分限事件	5年	
27	民事雑事件 行政雑事件 人身保護雑事件 執行雑事件 家事雑事件 少年審判雑事件 医療観察雑事件	証拠保全の申立て（証拠調べをしたもの） 執行認許の請求又は申立て 保全命令の申立て 私的独占の禁止及び	訴訟等の費用の額の確定の決定及び処分 の原本 30年 訴訟上の救助又は手続上の救助により納付を猶予された費用の支払を命ずる決定又は取立

		公正取引の確保に関する法律第70条の4第1項の規定による裁判の申立て	5年	ての決定の原本	30年
		その他	3年	秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本	30年
				民事再生法第235条第1項（同法第244条において準用する場合を含む。）の免責の決定の原本	30年
				破産法第254条第1項の免責取消しの決定の原本	30年
				復権の決定の原本	30年
				破産法第173条第1項の否認の請求を認容した決定の原本	30年
				民事再生法第135条第1項の否認の請求を認容した決定の原本	30年
				会社更生法第95条第1項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第60条及び第226条において準用する場合を含む。）の否認の請求を認容した決定の原本	30年
				執行認許の決定の原本	30年
				和解調書	30年
				国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第117条第1項の規定により終局決定を変更する決定の原本	30年
				保全命令の原本	10年
				保全命令を取り消し又は変更する裁判の原本	10年
				私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する	

		法律第70条の4第1項の規定による裁判の原本 10年
		動産競売開始許可決定の原本 10年
28		国庫において立て替えた費用の取立ての決定の原本 30年 その性質に反しない限り民事訴訟法又は非訟事件手続法の規定を準用し、又はその例によることとされる事件のうち、当該事件の下欄に和解調書の定めのないものの和解調書 30年 事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないもの 1年

備考

- 1 再審事件の記録及び事件書類の保存期間は、不服申立ての対象となつた裁判がされた各事件の各中欄及び下欄に定めるところによる。
- 2 各事件の移送の決定の原本及び少額訴訟債権執行事件の移行の決定の原本の保存期間は、各中欄に定めるところによるものとし、そのうち二種類以上の保存期間の定めのあるものは、「その他」による。

別表第二（上訴裁判所で保存する事件書類の保存期間）

（平 8 最裁程 2・全改、平 1 1 最裁程 1・平 1 3 最裁程 3・平 1 6 最裁程 6・平 1 7 最裁程 3・平 1 7 最裁程 7・平 2 4 最裁程 2・平 2 5 最裁程 3・平 2 8 最裁程 1・一部改正）

	裁判書の種類	保存期間	
1	民事上告提起事件 民事特別上告受理申立て事件 民事特別上告提起事件 民事抗告提起事件 民事特別抗告提起事件 民事許可抗告申立て事件	上告状却下命令の原本 上告受理申立書却下命令の原本 特別上告状却下命令の原本 再抗告状却下命令の原本 特別抗告状却下命令の原本 許可抗告申立書却下命令の原本	1 年
	行政上告提起事件 行政上告受理申立て事件 行政特別上告提起事件 行政抗告提起事件 行政特別抗告提起事件 行政許可抗告申立て事件	上告却下決定の原本 上告受理申立て却下決定の原本 特別上告却下決定の原本 抗告却下決定の原本 再抗告却下決定の原本 特別抗告却下決定の原本 抗告不許可決定の原本 移送の決定の原本	5 年
2	民事控訴事件	控訴状却下命令の原本	1 年
	行政控訴事件	控訴却下決定の原本 移送の決定の原本	5 年
		判決の原本	5 0 年
3	民事抗告事件	抗告状却下命令の原本	1 年
	民事特別抗告事件 民事許可抗告事件 行政抗告事件 行政特別抗告事件 行政許可抗告事件 少年保護抗告事件	保全命令の原本 保全命令を取り消し、又は変更する裁判の原本 少年保護抗告事件の終局決定の原本 医療観察抗告事件の終局決定の原本	1 0 年
	少年保護抗告受理申立て事件 医療観察抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反異議申立事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反特別抗告事件 裁判官の分限抗告事件	借地非訟事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件の裁判上の和解と同一の効力を有する決定の原本 破産手続開始の決定の原本 破産法第 2 5 2 条第 1 項及び第 2 項の免責許可の決定の原本 民事再生法第 2 3 5 条第 1 項（同法第 2 4 4 条において準用する場合を含む	3 0 年

		<p>。)の免責の決定の原本 破産法第254条第1項の免責取消しの決定の原本 復権の決定の原本 簡易確定手続開始の決定の原本 執行認許の決定の原本 家事審判事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 子の返還申立事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第117条第4項の終局決定を変更する決定又は同条第5項の決定（同条第1項の規定により終局決定を変更する決定をいう。）を変更する決定の原本 訴訟等の費用の額の確定の決定の原本 訴訟上の救助又は手続上の救助により納付を猶予された費用の支払を命ずる決定又は取立ての決定の原本 秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本</p>	
		その他の終局決定の原本	5年
4	民事上告事件 民事上告受理事件 民事特別上告事件 行政上告事件 行政上告受理事件 行政特別上告事件	上告却下決定の原本 上告棄却決定の原本 上告不受理決定の原本 特別上告却下決定の原本 特別上告棄却決定の原本 移送の決定の原本	5年
		判決の原本	50年
5		国庫において立て替えた費用の取立ての決定の原本	30年

事件記録等保存規程の運用について

平成 4 年 2 月 7 日総三第 8 号高等裁判所長官、地方、家庭
裁判所長あて事務総長通達

改正 平成 6 年 1 2 月 9 日総三第 6 3 号
平成 9 年 7 月 1 6 日総三第 7 9 号
平成 1 1 年 8 月 3 1 日総三第 6 7 号
平成 1 2 年 2 月 4 日総三第 1 2 号
平成 1 2 年 3 月 1 7 日総三第 3 9 号
平成 1 3 年 2 月 2 8 日総三第 1 0 号
平成 1 4 年 3 月 2 0 日総三第 4 5 号
平成 1 6 年 1 月 3 0 日総三第 1 9 号
平成 1 6 年 1 1 月 2 6 日総三第 000015 号
平成 1 7 年 3 月 2 9 日総三第 000079 号
平成 1 7 年 7 月 1 2 日総三第 000222 号
平成 1 7 年 1 1 月 2 9 日総三第 000725 号
平成 1 8 年 1 1 月 6 日総三第 001352 号
平成 2 2 年 1 月 2 7 日総三第 000008 号
平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日総三第 000355 号
平成 2 6 年 2 月 1 2 日総三第 2 6 号
平成 2 7 年 3 月 1 7 日総三第 6 9 号
平成 2 8 年 7 月 2 9 日総三第 1 4 4 号
令和 2 年 3 月 6 日総三第 2 9 5 号
令和 2 年 9 月 2 日総三第 1 2 5 号
令和 5 年 1 月 1 8 日総三第 3 2 6 号
令和 5 年 3 月 6 日総三第 6 7 号

事件記録等保存規程（昭和 3 9 年最高裁判所規程第 8 号。以下「規程」という。）の運用について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第 1 保存裁判所及び保存期間の特例

1 家庭事件

- (1) 家事事件又は子の返還申立事件について家庭裁判所調査官が作成した調査報告書で別冊としたものは、それぞれ当該家事事件又は当該子の返還申立事件の記録とともに保存する。
- (2) 準少年保護事件の記録は、付随事件の記録として取り扱う。ただし、少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 2 7 条の 2 に規定する事件の記録の保存期間に関する事項を除く。

- (3) 家事審判事件記録の保存期間は、後見、保佐、補助及び任意後見（以下「後見等」という。）に関する事件については後見等の事務の終了を認定した日から、財産の管理及び清算に関する事件については財産の管理事務及び清算事務の終了を認定した日から、それぞれ起算する。ただし、後見等に関する事件並びに財産の管理及び清算に関する事件について、後見等の事務又は財産の管理事務及び清算事務が開始に至らずに完結したときの保存期間は、事件完結の日から起算する。
- (4) 家事審判事件のうち後見等に関する事件については、後見等の事務の監督等を行う家庭裁判所が変更になった場合には、当該事件に関する一連の事件の記録の全部を変更後の家庭裁判所において保管し、かつ、保存に付することができる。
- (5) 遺産の分割の審判事件が係属している高等裁判所に第一審として係属した寄与分を定める処分 of 審判事件の記録は、当該遺産の分割の審判事件の記録を保存する家庭裁判所で保存し、遺産の分割の調停事件が係属している高等裁判所に係属した寄与分を定める処分の調停事件の記録及び事件書類は、当該遺産の分割の調停事件の記録を保存する家庭裁判所で保存する。
- (6) 第一審として高等裁判所に係属した家事審判事件（(5)の寄与分を定める処分の審判事件を除く。）は、付随事件として取り扱う。
- (7) 家事事件及び子の返還申立事件の記録及び事件書類の保存期間は、これを保存に付した後に同一の当事者に関する事件が完結した場合において、必要があるときは、後の事件が完結した日から改めて起算することができる。

2 督促事件

当事者の所在が明らかでない等の事由により支払督促又は仮執行宣言付支払督促を送達することができないまま、支払督促を発した日又は仮執行の宣言をした日から5年を経過したときは、督促事件の記録の保存期間は、その5年を経過した日から起算する。

3 保全命令事件

保全異議の申立てがあったときは、保全命令事件の記録及び事件書類の保存期間は、保全異議事件が完結した日から改めて起算する。

4 民事非訟事件

民事非訟事件のうち所有者不明土地管理命令事件、所有者不明建物管理命令事件、管理不全土地管理命令事件、管理不全建物管理命令事件、特定不能土地等管理命令事件及び特定社団等帰属土地等管理命令事件（以下これらを「土地等管理命令事件」と総称する。）の記録の保存期間は、所有者不明土地管理命令、所有者不明建物管理命令、管理不全土地管理命令、管理不全建物管理命令、特定不能土地等管理命令又は特定社団等帰属土地等管理命令（以下これらを「土地等管理命令」と総称する。）の取消決定が確定した日から起算する。ただ

し、土地等管理命令事件について、土地等管理命令が発せられる前又は当該命令が発せられた場合においてその命令の確定前に完結したときの保存期間は、事件完結の日から起算する。

5 簡易確定事件

- (1) 簡易確定決定がされたときは、簡易確定事件の記録及び事件書類の保存期間は、簡易確定決定に対する異議申立期間が経過した日から起算する。
- (2) 異議後の訴訟において簡易確定決定に対する異議が取り下げられたときは、異議後の訴訟の記録につづり込まれていた当該取り下げがされた異議に係る簡易確定事件の記録及び事件書類の保存期間は、(1)の定めにかかわらず、異議後の訴訟が完結した日から起算する。

6 付随事件

- (1) 付随事件の記録及び事件書類は、主たる事件の記録を保存する裁判所で保存する。ただし、規程別表第一に掲げる事件又は再審事件の移送の決定の原本、少額訴訟債権執行事件の移行の決定の原本及び規程別表第二に掲げる事件書類については、この限りでない。
- (2) 付随事件の記録は、主たる事件の記録の保存期間満了の日までともに保存する。ただし、付随事件が主たる事件の記録の保存期間満了の後に完結したときは、この限りでない。

第2 保存のための引継ぎ

1 記録係への送付

- (1) 保存に付する記録及び事件書類は、速やかに整理し、記録係に送付する。
- (2) 事件書類のうち事件に関する書類で記録につづり込むことを要しないものは、年度ごとに事件雑書類つづりを作成し、記録係に送付する。
- (3) 規程第6条の書類は、事件書類の附属書類である旨を記録上明らかにした上、記録係に送付する。

2 医療観察事件における医療の終了の日の通知

医療を終了する旨の決定が確定したときは、当該決定をした地方裁判所の裁判所書記官は、当該決定があったこと及び当該決定の確定日を、当該決定の対象者について心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第1号又は第2号の決定をした地方裁判所（これらの庁が同一である場合は除く。）に書面で通知する。競合する処分の調整の申立て事件において取消決定があったときも同様とする。

第3 記録及び事件書類の保存

1 保存の場所

記録及び事件書類の編冊は、一定の記録保存用の倉庫又は保管庫に保存する。

2 記録の保存

- (1) 記録を保存に付する場合には、収入印紙のはく離及び消印漏れ、予納金の返還漏れ等の有無を点検し、これらの事実を発見したときは、その旨を明らかにして、主任書記官（主

任書記官の置かれていない裁判所にあつては、上席の裁判所書記官) に記録を返還する。

(2) 保存に付する記録には、その表紙に保存の始期及び終期を記載する。保存の終期が変更されたときは、その記載を改める。ただし、終期の変更が期間の短縮による場合には、その記載を改めなくとも差し支えない。

(3) 記録の排列は、次のいずれかの方法による。ただし、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所(簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所)の定めるところにより、これと異なる方法によることができる。

ア 記録符号の種類ごとに分けた上、事件番号の順序により排列する。

イ 記録符号の種類ごとに分けた上、保存の始期の属する年度ごとに事件番号の順序により排列する。

ウ 保存期間満了年度ごとに分けた上、記録符号の種類ごとに事件番号の順序により排列する。

3 事件書類の保存

(1) 規程第7条の規定による付記は、裁判所書記官が、当該事件書類の末尾に各当事者に対する送達の年月日、確定その他の事件完結事由及びその年月日を記載した上、押印することによって行う。ただし、当該事件書類から事件完結事由及びその年月日が明らかなきは、事件完結事由及びその年月日を記載することを要しない。

(2) 記録より保存期間の長い事件書類は、記録を保存に付する時に分離しなければならない。

(3) 分離した事件書類は、記録符号の種類及び保存期間の区別に従い、事件番号又は保存の始期の順序により、保存の始期の属する年度ごとに編冊を作成する。ただし、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所(簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所)の定めるところにより、記録符号の種類及び保存期間の区別に従う点を除き、前記の取扱いと異なる取扱いにより編冊を作成することができる。

(4) 上訴裁判所で保存する裁判の原本は、記録符号の種類及び保存期間の区別に従い、裁判の年月日の順序により、年度ごとに編冊を作成する。ただし、中間判決の原本は、終局判決の原本と併せてとじる。

(5) (3)及び(4)の事件書類の編冊は、編冊ごとに別紙様式第1による事件書類編冊目録を付し、その表紙には保存の始期及び保存期間を記載する。

(6) (3)及び(4)の事件書類の編冊で紙数の少ないものについては、数年度分をとじ合わせて保存することができる。

第4 保存に関する帳簿の記載

1 記録の保存

(1) 記録を保存に付したときは、事件簿の当該事件の「保存」の箇所に保存始期年月日及び

保存終期年月日を記載する。

- (2) 記第1の1の(4)の定めにより保管し、かつ、保存する家庭裁判所が変更になったときは、変更前の家庭裁判所は事件簿の当該事件の「保存」の箇所に斜線を引き、かつ、備考欄に当該事件の記録を保存する家庭裁判所が変更になった旨を記載し、変更後の家庭裁判所は事件簿の後見等に関する事件の備考欄に変更前の家庭裁判所名、事件番号及び事件名を記載する。
- (3) 第1の1の(7)の定めにより保存期間を改めて起算する場合においては、後に完結した事件の直前の事件について、事件簿の「保存」の箇所に記載された保存終期年月日を抹消し、この箇所に後の事件の事件番号を記載する。
- (4) 第1の3に定める場合においては、当該保全命令事件について、保全命令事件簿の「保存」の箇所に記載された保存始期年月日及び保存終期年月日をそれぞれ改める。
- (5) 付随事件については、(1)による記載を要しない。ただし、主たる事件の記録の保存期間満了の後に完結したものは、この限りでない。

2 事件書類の保存

第3の3の(3)及び(4)の事件書類の編冊は、別紙様式第2による裁判原本等保存簿に登載する。

第5 記録及び事件書類の廃棄

1 廃棄の時期

記録及び事件書類の廃棄は、毎年、前年度中に保存期間が満了したものについて行う。

2 廃棄の留保

- (1) 事件当事者等から、別表第1の「事件の種類」に定める事件及び再審事件の記録並びに別表第2の「裁判書等の種類」に定める裁判の原本等について、保存期間の満了前に、廃棄の留保の要望があったときは、保存の始期から起算して各別表に掲げる期間が経過した後に廃棄する。
- (2) (1)により廃棄を留保する記録については、記録の表紙及び事件簿の当該事件の「備考」の箇所に「〇〇年まで廃棄留保」と朱書する。
- (3) (1)により廃棄を留保する裁判の原本等のうち、既に事件書類として編冊が作成されているものについては同編冊から分離し、記録から分離することなく保存されているものについては記録から分離した上、それぞれ編冊を作成し、その表紙に「〇〇年まで廃棄留保」と朱書する。

3 廃棄の方法

- (1) 廃棄に当たっては、別紙様式第3による廃棄目録を作成する。
- (2) 廃棄は、訟廷管理官（訟廷管理官の置かれていない裁判所にあつては訟廷事務をつかさ

どる主任書記官、主任書記官の置かれていない裁判所にあつては上席の裁判所書記官) が立ち会った上、焼却、細断又は消磁の方法により行う。

(3) (2)により細断をしたものは、物品管理官又は分任物品管理官に引き継ぐ。

4 廃棄に関する帳簿等の記載

(1) 記録又は事件書類の編冊を廃棄したときは、廃棄をした者が、廃棄目録の末尾に廃棄の年月日及び方法を記載した上、3の(2)に定める立会者とともに記名押印する。

(2) 記録を廃棄したときは、事件簿の当該事件の「保存」の箇所に廃棄年月日を記載する。

(3) 第3の3の(3)及び(4)の事件書類の編冊を廃棄したときは、裁判原本等保存簿の当該編冊の「廃棄の日」の箇所に廃棄年月日を記載する。

第6 特別保存の手続

1 1項特別保存

(1) 次に掲げる事件の記録又は事件書類その他特別の事由がある記録又は事件書類の全部又は一部について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第9条第1項に規定する特別保存（以下「1項特別保存」という。）に付するものとする。

ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する事件

イ 再審、和解無効確認又は少年保護処分取消等の事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件

ウ 関連する事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件

(2) 事件当事者等から、事件及び保存の理由を明示して1項特別保存の要望があったときは、事件簿又は裁判原本等保存簿の当該事件の「備考」の箇所にその旨を記載する。

(3) (2)の要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。

(4) 1項特別保存に付する記録については、その表紙及び事件簿の当該事件の「備考」の箇所に「1項特別保存」と朱書する。

(5) 1項特別保存に付する事件書類については、事件書類の編冊から分離して編冊を作成し、その表紙に「1項特別保存」と朱書する。

(6) 1項特別保存に付する記録及び事件書類については、別紙様式第4による特別保存記録等保存票を作成する。

2 2項特別保存

(1) 次に掲げる事件の記録又は事件書類その他史料又は参考資料となるべき記録又は事件書類の全部又は一部について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第9条第2項に規定する特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付するものとする。

ア 重要な憲法判断が示された事件

イ 重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件

ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件

エ 世相を反映した事件で史料的価値の高いもの

オ 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの

カ 民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件

(2) 弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があったときは、事件簿又は裁判原本等保存簿の当該事件の「備考」の箇所にその旨を記載する。

(3) (2)の要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。

(4) 2項特別保存に付する記録については、その表紙及び事件簿の当該事件の「備考」の箇所に「2項特別保存」と朱書する。

(5) 2項特別保存に付する事件書類については、事件書類の編冊から分離して編冊を作成し、その表紙に「2項特別保存」と朱書する。事件書類の編冊の全部を2項特別保存に付するときは、その表紙及び裁判原本等保存簿の当該編冊の「備考」の箇所に「2項特別保存」と朱書する。

(6) 2項特別保存に付する記録及び事件書類については、別紙様式第4による特別保存記録等保存票を作成する。

3 2項特別保存の報告

記録又は事件書類を2項特別保存に付したときは、その旨を最高裁判所に報告する。

4 最高裁判所への移管

規程第9条第3項の規定により記録又は事件書類を最高裁判所の保管に移したときは、その旨及び送付の年月日を特別保存記録等保存票の「備考」の箇所に記載する。

第7 内閣総理大臣への移管

1 移管対象記録等

規程第10条第1項に規定する記録及び事件書類（以下「移管対象記録等」という。）とは、規程第4条に規定する保存期間が満了したもののうち、次に掲げるものをいう。

(1) 規程別表第一の3の項並びに規程別表第二の2の項及び4の項に掲げる事件（これらの事件においてされた裁判が不服申立ての対象となった再審事件を含む。以下「民事事件」という。）の判決の原本（その附属書類を含む。以下「民事判決原本」という。）

(2) 2項特別保存に付されている民事事件の記録（当該民事事件に係る事件書類の保存期間

が満了したものに限る。以下第7において同じ。)及び事件書類(1)に該当するものを除く。以下第7において同じ。)

2 送付の留保

(1) 次に掲げる事由により最高裁判所が送付を留保するものと指定した移管対象記録等は、その指定が解除されるまで独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)に送付しない。

ア 展示資料等として現に使用しているもの

イ 1項特別保存に付されているもの

ウ 訴訟関係人の利益保護等のために訴訟手続において採られた措置等にかんがみ、裁判所において保存することが適当であるもの

(2) (1)の指定がされた民事判決原本については、民事判決原本の編冊から分離して編冊を作成し、その編冊を裁判原本等保存簿に記載した上、その編冊の表紙及び裁判原本等保存簿の当該編冊の「備考」の箇所に「送付留保保存」と朱書する。民事判決原本の編冊の全部について(1)の指定がされたときは、その表紙及び裁判原本等保存簿の当該編冊の「備考」の箇所に「送付留保保存」と朱書する。ただし、特別保存記録等保存票が作成されている民事判決原本については、(3)の例による。

(3) (1)の指定がされた2項特別保存に付されている民事事件の記録又は事件書類については、その記録又は事件書類の編冊の表紙及び特別保存記録等保存票の「備考」の箇所に「送付留保保存」と朱書する。

3 送付に関する帳簿等の記載

(1) 民事判決原本の編冊を国立公文書館に送付したときは、裁判原本等保存簿の当該編冊の「廃棄の日」の箇所に送付の年月日を記載するとともに、「備考」の箇所に国立公文書館に送付した旨を記載する。ただし、特別保存記録等保存票が作成されている民事判決原本については、(2)の例による。

(2) 2項特別保存に付されている民事事件の記録又は事件書類を国立公文書館に送付したときは、特別保存記録等保存票の「廃棄の日」の箇所に送付の年月日を記載するとともに、「備考」の箇所に国立公文書館に送付した旨を記載する。

4 送付に関する事務の取扱い

この通達に定めるもののほか、移管対象記録等の国立公文書館への送付に関する事務の取扱いについて必要な事項は、総務局長が定める。

付 記

1 実施

この通達は、平成4年4月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和39年12月12日付け最高裁総三第118号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の施行について」は、平成4年3月31日限り、廃止する。

3 経過措置

- (1) この通達の実施の際、記録より保存期間の長い事件書類を記録の廃棄時に分離する取扱いによっている裁判所は、これを保存時に分離する取扱いに変更するために必要な間、従前の取扱いによって差し支えない。
- (2) 保存期間が50年の判決の原本で、平成5年12月31日までに保存期間が満了したものの廃棄は、平成6年1月1日以降に行う。
- (3) (2)の判決の原本について、弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。
- (4) この通達の実施の際、従前の様式による事件書類の編冊の目録、裁判原本等保存簿及び廃棄目録の用紙が残存しているときは、これらを使用して差し支えない。

付 記（平6．12．9総三第63号）

1 実施

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

2 経過措置

- (1) この通達の実施の際、督促事件で、当事者の所在が明らかでない等の事由により支払命令又は仮執行宣言付支払命令を送達することができないまま、支払命令を発した日又は仮執行の宣言をした日から既に5年を経過したものについては、その5年を経過した日に記録を保存に付したものととして取り扱う。
- (2) この通達の実施の際 債権等執行事件で、債権の取立ての届出等がないまま、差し押さえられた債権及びその他の財産権に関し差押命令が債務者に対して送達された日から1週間を経過した日から既に5年を経過したものについては、その5年を経過した日に記録及び事件書類を保存に付したものととして取り扱う。

付 記（平9．7．16総三第79号）

1 実施

この通達は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）施行の日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、現に係属している督促事件については、従前のおりとする。

付 記（平11．8．31総三第67号）

この通達は、平成12年1月1日から実施する。

付 記（平 1 2 . 2 . 4 総三第 1 2 号）

1 実施

この通達は、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の施行の日から実施する。

2 経過措置

和議事件については、なお従前の例による。

付 記（平 1 2 . 3 . 1 7 総三第 3 9 号）

1 実施

この通達は、平成 1 3 年 1 月 1 日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による帳簿等の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平 1 3 . 2 . 2 8 総三第 1 0 号）

この通達は、平成 1 3 年 4 月 1 日から実施する。ただし、この通達の記 3 の定めのうち、小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件に係る部分については民事再生法等の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 8 号）の施行の日から、承認援助事件に係る部分については外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 9 号）の施行の日から実施する。

付 記（平 1 4 . 3 . 2 0 総三第 4 5 号）

この通達は、平成 1 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（平 1 6 . 1 . 3 0 総三第 1 9 号）

1 実施

この通達は、仲裁法（平成 1 5 年法律第 1 3 8 号）の施行の日（平成 1 6 年 3 月 1 日）から実施する。ただし、この通達の記 1 の定めについては人事訴訟法（平成 1 5 年法律第 1 0 9 号）の施行の日（平成 1 6 年 4 月 1 日）から実施する。

2 経過措置

(1) 仲裁法の施行前に仲裁判断があった場合においては、当該仲裁判断の原本の裁判所への預置きについては、なお従前の例による。

(2) 人事訴訟法の施行前に家庭裁判所に提起された執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え、請求異議の訴え及び第三者異議の訴えについては、なお従前の例による。

付 記（平 1 6 . 1 1 . 2 6 総三第 000015 号）

この通達は、平成 1 7 年 1 月 1 日から実施する。

付 記（平 1 7 . 3 . 2 9 総三第 000079 号）

1 この通達は、平成 1 7 年 4 月 1 日から実施する。

2 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 1 5 2

号)による改正前の公示催告手続に関する法律(明治23年法律第29号)第774条の除権判決に対する不服の訴えが提起された場合においては、この通達による改正前の記第2の2及び記第4の1の(5)に定める事務については、なお従前の例による。

付 記(平17.7.12総三第000222号)

この通達は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の施行の日から実施する。

付 記(平17.11.29総三第000725号)

この通達は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第35号)の施行の日(平成18年1月4日)から実施する。

付 記(平18.11.6総三第001352号)

1 実施

この通達は、平成19年1月1日から実施する。

2 経過措置

- (1) この通達の実施前に後見等の事務の終了を認定し、又は財産の管理事務の終了を認定した後見等に関する事件及び財産の管理に関する一連の事件の記録の保存については、なお従前の例による。
- (2) この通達実施前に完結した後見等に関する事件及び財産の管理に関する事件((1)に掲げる事件を除く。)の記録については引き続き保存し、保存期間をこの通達による改正後の平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」(以下「改正後の通達」という。)記第1の1の(3)の本文に定める事由が生じた日から改めて起算する。
- (3) (2)の事件の記録については、事件簿の当該事件の「保存」の箇所に記載された保存終期年月日を抹消する。
- (4) (3)の定めにより保存終期年月日を抹消した場合には、これを改正後の通達記第1の1の(3)の本文に定める事由が生じた日から改めて起算した上で、事件簿の当該事件の「保存」の箇所に記載する。
- (5) この通達の実施前に完結した後見等に関する事件((1)に掲げる事件を除く。)については、改正後の通達記第1の1の(3)の後見等に関する事件とみなして、改正後の通達記第1の1の(4)の定めを適用する。
- (6) この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記(平22.1.27総三第000008号)

この通達は、平成22年2月1日から実施する。

付 記（平 2 4. 1 2. 2 7 総三第000355号）

この通達は、非訟事件手続法（平成 2 3 年法律第 5 1 号）の施行の日（平成 2 5 年 1 月 1 日）から実施する。

付 記（平 2 6. 2. 1 2 総三第 2 6 号）

この通達は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成 2 5 年法律第 4 8 号）の施行の日（平成 2 6 年 4 月 1 日）から実施する。

付 記（平 2 7. 3. 1 7 総三第 6 9 号）

1 実施

この通達は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成 2 7 年 4 月 1 日）から実施する。

2 経過措置

改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）第 7 0 条の 6 第 1 項（改正法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による裁判の申立てに係る事件の記録の廃棄の留保については、なお従前の例による。

付 記（平 2 8. 7. 2 9 総三第 1 4 4 号）

- 1 この通達は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 2 5 年法律第 9 6 号）の施行の日（平成 2 8 年 1 0 月 1 日）から実施する。
- 2 平成 4 年 2 月 7 日付け最高裁総三第 8 号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」の標題の次に「（依命通達）」とあるのを「（通達）」と補正する。
- 3 他の通達等中「平成 4 年 2 月 7 日付け最高裁総三第 8 号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」」とあるのは「平成 4 年 2 月 7 日付け最高裁総三第 8 号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」」と読み替えるものとする。

付 記（令 2. 3. 6 総三第 2 9 5 号）

この通達は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（令 2. 9. 2 総三第 1 2 5 号）

この通達中、記 1 の定めは令和 2 年 1 1 月 1 日から、記 2 の定めは同年 1 0 月 1 日から実施する。

付 記（令 5. 1. 1 8 総三第 3 2 6 号）

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 8 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 5 年 2 月 2 0 日）から実施する。

付 記（令 5. 3. 6 総三第 6 7 号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

(別表第1)

	事 件 の 種 類	期 間
1	少額訴訟事件、少額訴訟判決に対する異議申立て事件、民事通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件、人事訴訟事件及び行政訴訟事件のうち裁判によって完結した事件（訴状却下命令によって完結したものを除く。）	10年
2	少額訴訟事件、少額訴訟判決に対する異議申立て事件、民事通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件、人事訴訟事件及び行政訴訟事件のうち1以外の事由により完結した事件	7年
3	公示催告事件	7年
4	保全命令事件	7年
5	民事非訟事件及び商事非訟事件	10年
6	借地非訟事件のうち裁判によって完結した事件	10年
7	罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件のうち裁判によって完結した事件	10年
8	破産事件、再生事件、小規模個人再生事件、給与所得者等再生事件、会社更生事件、承認援助事件、船舶所有者等責任制限事件及び油濁等損害賠償責任制限事件のうち裁判によって完結した事件	10年
9	家事審判事件のうち審判又は裁判によって完結した事件	10年
10	家事調停事件のうち確定判決と同一の効力を有する審判又は審判に代わる裁判によって完結した事件	10年
11	民事雑事件のうち執行認許の請求又は申立て	10年
12	行政雑事件のうち保全命令の申立て	7年
13	行政雑事件のうち私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第70条の4第1項の規定による裁判の申立て	7年

(備考) 再審事件については、不服申立ての対象となった裁判がされた事件について定めるところによる。

(別表第2)

	裁 判 書 等 の 種 類	期 間	
1	少額訴訟債権執行事件 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件 企業担保権実行事件	事件を完結する決定等の原本（申立て又は申請を却下するものを除く。）	10年
2	人身保護事件	請求認容の判決の原本	10年
3	民事雑事件のうち仮登記又は仮登録の仮処分申立て	仮登記又は仮登録の仮処分を命ずる決定の原本	10年
4	民事抗告事件 行政抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律違反異議申立事件	終局決定の原本。ただし、次に掲げるものを除く。 移送の決定 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の終局決定 借地非訟事件の終局決定（抗告を却下するものを除く。） 罹災都市借地借家臨時処理事件及び接收不動産に関する借地借	10年

	<p>家臨時処理事件の裁判上の和解と同一の効力を有する決定 破産手続開始の決定 破産法252条第1項及び第2項の免責許可の決定 民事再生法第235条第1項（同法第244条において準用する場合を含む。）の免責の決定 破産法第254条第1項の免責取消しの決定 復権の決定 執行認許の決定 家事審判事件の終局決定（抗告を却下するものを除く。） 訴訟等の費用の額の確定の決定 保全命令 保全命令を取り消し、又は変更する裁判</p>	
--	---	--

記載要領

第1 事件書類編冊目録

1 「順次番号」

事件書類（附属書類を一体としたもの）ごとの順次番号を記載し、各事件書類には、その初葉右側上部に順次番号を記載する。ただし、事件書類の編冊が上とじのときは初葉右側下部に、右とじのときは初葉左側上部に記載する。

2 「完結（裁判）の日」

規程別表第一において保存期間が定められている事件書類（移行の決定の原本を除く。）については事件完結の日を、規程別表第二に掲げる事件書類については裁判が効力を生じた日を記載する。

3 「備考」

- (1) 事件書類中に閲覧等が制限されている部分がある場合には、「閲覧制限決定あり」等と記載し、制限されている部分を記載する。
- (2) 秘匿決定がされている事件において、附属書類中に秘匿対象者の住所又は氏名が記載されている場合には、「秘匿決定あり」等と記載する。

第2 裁判原本等保存簿

1 裁判原本等保存簿は、編冊の種類ごとに区分することができる。

2 「編冊の表示」

例えば、「平成3年度民事第一審判決原本（ワ） その1」のように記載する。

3 「完結（裁判）の日」

規程別表第一において保存期間が定められている事件書類（移行の決定の原本を除く。）の編冊については事件完結の日を、規程別表第二に掲げる事件書類の編冊については裁判が効力を生じた日を記載する。

4 「保存終了の日」

編冊中の事件書類の保存終了日のうち最後の日を記載する。

第3 廃棄目録

「記録（事件書類の編冊）の表示」には、次の区分により記載する。

- 1 記録については、記録符号の種類ごとに事件番号を記載する。主たる事件の記録と同時に廃棄される付随事件の記録については、主たる事件の事件番号のみの記載で足りる。
- 2 事件書類の編冊については、例えば、「昭和10年度民事第一審判決原本（ワ）」のように記載する。

第4 特別保存記録等保存票

1 「記録（事件書類）の表示」

- (1) 記録については、事件番号を記載する。
- (2) 事件書類については、事件番号及び事件書類の名称を記載する。
- (3) 事件書類の編冊については、例えば、「昭和10年度民事第一審判決原本（ワ）その1」のように記載する。

2 「特別保存の理由」

1項特別保存について、再審事件、和解無効確認等の事件又は関連する事件が現に係属しているときは、その事件に係属する裁判所、事件番号及び事件名を記載する。

3 「事件の特徴」

必要に応じて、例えば、「認知者の死亡後における認知無効の訴えの許否について、新たな判断を示した。」のように、特別保存の理由となった事件の特徴を記載する。

4 「特別保存要望者の氏名等」

特別保存の要望をした者の氏名、住所等を記載する。

(別紙様式第4)

特別保存記録等保存票

裁判所

支部

記録(事件書類) の表示	年()第 号		
事 件 名 (通 称)	事件 ()		
保 存 の 対 象	記録の一部・全部	冊	事件書類 冊 通
特別保存の理由	規程9条1項 (○を付したもの)		規程9条2項 (○を付したもの)
	ア 保存期間満了後に当該債務 名義に係る債務の履行期が到 来する。 イ 再審又は和解無効確認等の 事件が現に係属し、又は係属 することが予想される。 ウ 関連する事件が現に係属し、 又は係属することが予想され る。 エ その他 () 現に係属している事件 裁判所 支部 年()第 号 事件		ア 重要な憲法判断が示された。 イ 法令の解釈運用上特に参考 になる判断が示された。 ウ 訴訟運営上特に参考になる 審理方法により処理された。 エ 世相を反映した事件で史料 的価値が高い。 オ 全国的に社会の耳目を集め た。 カ 当該地方における特殊な意 義を有する。 キ 調査研究の重要な参考資料 となる。 ク その他 ()
事 件 の 特 徴			
特別保存要望者 の 氏 名 等			
特 別 保 存 認 定 の 日	・	終 期	・
始 期	・	廃 棄 の 日	・
備 考			

少年調査記録規程

昭和29年6月1日最高裁判所規程第5号

改正 昭和39年12月12日最高裁判所規程第9号
 昭和40年2月12日最高裁判所規程第2号
 昭和42年6月10日最高裁判所規程第7号
 平成19年9月12日最高裁判所規程第3号
 平成20年2月27日最高裁判所規程第2号
 平成27年3月11日最高裁判所規程第4号
 令和3年12月8日最高裁判所規程第2号

少年調査記録規程

(趣旨)

第一条 少年調査記録（以下調査記録という。）の作成、取扱及び保存については、この規程の定めるところによる。

(調査記録の作成)

第二条 調査記録は、少年の処遇に関する意見書及び少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類（以下「参考書類」という。）を編てつして作成する。

2 再犯、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十七条第二項の規定による申請、同法第六十八条第一項の規定による通告、同法第六十八条の二の規定による申請、同法第七十一条の規定による戻し収容申請、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三百三十八条第一項又は第三百三十九条第一項の規定による収容継続申請等により、同一の少年について新たな事件が家庭裁判所に係属した場合においては、調査記録は従前の事件について作成された調査記録に、新たに係属した事件について作成される参考書類を編てつして作成する。

(平一九最裁程三・平二〇最裁程二・平成二七最裁程四・令和三最裁程二・一部改正)

(決定書の謄本等の編てつ)

第三条 少年法（昭和三十二年法律第百六十八号。以下「法」という。）第二十条第一項、第二十四条第一項、第二十六条の四第一項、第六十二条第一項、第六十四条第一項若しくは第六十六条第一項、更生保護法第七十二条第一項又は少年院法第三百三十八条第二項若しくは第三百三十九条第二項の決定をしたときは、その決定書の謄本又は抄本を調査記録に編てつする。

(平一九最裁程三・令和三最裁程二・一部改正)

(調査記録の送付)

第四条 第二条第二項に規定する場合において、従前の事件について作成された調査記録が新たな事件の係属した家庭裁判所にないときは、当該家庭裁判所は、その調査記録の送付を求めることができる。

2 前項の規定により調査記録の送付を受けた家庭裁判所は、新たに係属した事件について終局決定をしたときは、第三項の場合を除き、調査記録を送付した家庭裁判所にその結果を通知しなければならない。

3 第二条第二項に規定する場合において、従前の事件についてされた保護処分継続中に、新たに係属した事件について法第十九条第一項又は第二十三条第二項の決定をしたときは、第一項の規定により調査記録の送付を受けた家庭裁判所は、当該保護処分の決定をした家庭裁判所に調査記録を送付しなければならない。

(保存裁判所)

第五条 調査記録は、第四条第三項の場合には当該保護処分の決定をした家庭裁判所で、その他の場合には事件が最終に係属した家庭裁判所で保存する。

(保存期間)

第六条 調査記録の保存期間は、少年審判規則（昭和三十二年最高裁判所規則第三十三号）第

三十七条の二第四項の規定により返還を受けたものについてはその日から五年、その他のものについては終局決定の日から六年とする。但し、当該少年が二十六歳に達したときは、その期間内でも、保存期間が満了したものとする。

(廃棄)

第七条 保存期間が満了した調査記録は、廃棄する。

2 廃棄は、首席書記官の指示を受けてしなければならない。

(昭三九最裁程九・全改、昭四〇最裁程二・昭四二最裁程七・一部改正)

(特別保存等)

第八条 調査記録で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。

2 調査記録で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。

3 前項の調査記録で、相当であると認めるものは、最高裁判所の指示を受けてその保管に移すことができる。

(昭三九最裁程九・全改)

附則

この規程は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附則(昭和三九年一二月一二日最高裁判所規程第九号)

この規程は、昭和四十年一月一日から施行する。

附則(昭四〇年二月一二日最高裁判所規程第二号)

この規程は、昭和四十年二月十五日から施行する。

附則(昭四二年六月一〇日最高裁判所規程第七号)

この規程は、昭和四十二年六月十日から施行する。

附則(平成一九年九月一二日最高裁判所規程第三号)

この規程は、少年法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

附則(平成二〇年二月二七日最高裁判所規程第二号)

この規程は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附則(平成二七年三月十一日最高裁判所規程第四号)

この規程は、少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二七年六月一日)

附則(令和三年一二月八日最高裁判所規程第二号)

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

少年調査記録規程の運用について

平成4年8月21日家二第249号家庭裁判所長
あて家庭局長，総務局長通達

改正 平成12年11月15日家二第507号
平成26年10月24日家一第607号
令和元年5月13日家一第86号

少年調査記録規程（昭和29年最高裁判所規程第5号。以下「規程」という。）の運用について下記のとおり定めましたので，これによってください。

記

第1 調査記録の作成

1 調査記録の作成方法

少年調査記録（以下「調査記録」という。）は，少年保護事件記録と分離して一少年ごとに別冊とし，少年の処遇に関する意見書，少年調査票その他の少年の処遇上参考となる書類（以下「参考書類」という。）をとじて作成する。

2 調査記録の作成者

調査記録の作成は，家庭裁判所調査官が行う。

3 調査記録の作成範囲

調査記録は，すべての事件について作成する。ただし，審判不開始又は不処分となるがい然性が高く，極めて簡単な参考書類で済む事件については，調査記録の作成を省略し，参考書類を少年保護事件記録に一括してとじて差し支えない。

4 経過一覧の記載及びとじ込み

(1) 経過一覧の記載及びとじ込みは，家庭裁判所調査官が行う。ただし，記載すべき事項の性質により，家庭裁判所調査官以外の者が記載して差し支えない。

(2) 経過一覧は，事件ごとに別個の用紙を使用する。

(3) 経過一覧は，すべての調査記録の冒頭にとじる。

5 規程第2条第2項の調査記録の作成方法

規程第2条第2項の規定により，新たに係属した事件についての調査記録を作成するに当たっては，次の方法による。

(1) 調査記録の表紙は，従前の事件について作成されたものを使用し，その「事件番号」の箇所等に新たに係属した事件の事件番号等を記載する。

(2) 新たに係属した事件の経過一覧は，従前の事件について作成された調査記録の経過一覧の直後にとじる。

6 決定書の謄本又は抄本のとじ込み

(1) 規程第3条の規定による決定書の謄本又は抄本の調査記録へのとじ込みは，裁判所書記官が行う。

(2) (1)のとじ込みに当たっては，決定書の謄本をとじるものとする。ただし，調査記録の記載全体から，決定の対象となった非行事実が明らかであるときは，決定書の抄本をとじて差し支えない。

第2 調査記録の送付

1 送付の依頼方法及び送付方法の特例

(1) 規程第4条第1項に規定する場合には，新たな事件の係属した家庭裁判所は，保護処分の執行機関に調査記録の送付を直接依頼して差し支えない。この場合において，執行機関から調査記録の送付を受けた家庭裁判所は，当該調査記録を作成した家庭裁判所にそ

の旨を通知する。

(2) 規程第4条第3項に規定する場合には、新たに係属した事件について審判不開始決定又は不処分決定を行った家庭裁判所は、保護処分の執行機関に調査記録を直接送付して差し支えない。この場合において、執行機関に調査記録を送付した家庭裁判所は、当該調査記録を作成した家庭裁判所にその旨を通知する。

2 規程第4条第3項の準用

規程第2条第2項に規定する場合において、従前の事件についてされた保護処分の継続中に、新たに係属した事件について少年法第19条第2項又は第23条第3項の決定をしたとき、及びいったん保護処分決定をし、その後同法第27条第2項又は第27条の2第1項の決定によりこれを取り消したときは、規程第4条第3項の例による。

第3 調査記録の保存

1 保存期間の特例

規程第2条第2項の規定により、従前の事件について作成された調査記録に新たに係属した事件についての参考書類をとじたときは、その調査記録の保存期間は、新たに係属した事件の調査記録としての保存期間による。

2 保存のための引継ぎ

保存に付する調査記録は、速やかに整理し、記録係に送付する。

3 保存の場所及び方法

(1) 調査記録は、一定の記録保存用の倉庫又は保管庫に保存する。

(2) 保存に付する調査記録には、その表紙に保存の始期及び終期を記載する。保存の終期が変更されたときは、その記載を改める。

(3) 調査記録の排列は、次のいずれかの方法による。ただし、家庭裁判所の定めるところにより、これと異なる方法によって差し支えない。

ア 少年の生年月日の順序による。

イ 少年の氏名の五十音順による。

4 保存に関する索引票の記載

調査記録を保存に付したときは、当該少年の索引票の「保存」の箇所に保存始期年月日及び保存終期年月日を記載する。

5 調査記録の廃棄

(1) 廃棄の時期

調査記録の廃棄は、毎年、前年度中に保存期間が満了したものについて行う。

(2) 廃棄の方法

ア 廃棄に当たっては、別紙様式第1による廃棄目録を作成する。

イ 廃棄は、訟廷管理官（訟廷管理官の置かれていない裁判所にあつては、訟廷事務をつかさどる主任書記官）が立ち会った上、焼却又は細断の方法により行う。

ウ イにより細断をしたものは、物品管理官又は分任物品管理官に引き継ぐ。

(3) 廃棄に関する帳簿等の記載

ア 調査記録を廃棄したときは、廃棄をした者が、廃棄目録の末尾に廃棄の年月日及び方法を記載した上、(2)のイに定める立会者とともに記名押印する。

イ 調査記録を廃棄したときは、当該少年の索引票の「保存」の箇所に廃棄年月日を記載する。

6 特別保存の手続

(1) 1項特別保存

ア 次に掲げる事件の調査記録その他特別の事由がある調査記録について、保存期間満後も保存する必要があるときは、これを規程第8条第1項に規定する特別保存（以下「1項特別保存」という。）に付するものとする。

(ア) 少年保護事件記録が事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）第9条第1項に規定する特別保存に付された事件

(イ) 14歳未満の少年の事件で、当該少年が20歳に達する前に調査記録の保存期間が満了するもの

(ウ) 他の少年の事件の調査のために調査記録が必要な事件

イ 少年本人等から、事件及び保存の理由を明示して1項特別保存の要望があったときは、当該少年の索引票の「保存」の箇所にその旨を記載する。

ウ イの要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。

エ 1項特別保存に付する調査記録については、その表紙及び当該少年の索引票の「保存」の箇所に「1項特別保存」と朱書する。

オ 1項特別保存に付する調査記録については、別紙様式第2による特別保存調査記録保存票を作成する。

(2) 2項特別保存

ア 次に掲げる事件の調査記録その他史料又は参考資料となるべき調査記録について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第8条第2項に規定する特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付するものとする。

(ア) 少年保護事件記録が事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）第9条第2項に規定する特別保存に付された事件

(イ) 少年保護事件の調査上特に参考になる調査を行った事件

(ウ) 世相を反映した事件で史料的価値が高いもの

(エ) 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの

(オ) 少年非行に関する調査研究の重要な参考資料になる事件

イ 弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があったときは、当該少年の索引票の「保存」の箇所にその旨を記載する。

ウ イの要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。

エ 2項特別保存に付する調査記録については、その表紙及び当該少年の索引票の「保存」の箇所に「2項特別保存」と朱書する。

オ 2項特別保存に付する調査記録については、別紙様式第2による特別保存調査記録保存票を作成する。

(3) 2項特別保存の報告

調査記録を2項特別保存に付したときは、その旨を最高裁判所に報告する。

(4) 最高裁判所への移管

規程第8条第3項の規定により調査記録を最高裁判所の保管に移したときは、その旨及び送付の年月日を特別保存調査記録保存票の「備考」の箇所に記載する。

第4 裁判事務支援システムを利用した調査記録の保存及び廃棄

令和元年5月13日付け最高裁総三第100号総務局長通達「裁判事務支援システムを利用した少年事件の事務処理の運用について」記第2の定めにより索引票を備え付けないときは、索引票への記載に代えて、第3の4、同5の(3)のイ、同6の(1)のイ及びエ並びに同(2)のイ及びエに定める事項を裁判事務支援システムのサーバー（裁判事務支援システムを構成する機器のうち、磁気情報を集中的に管理して処理するコンピュータをいう。）の記憶装置に記録する。

付記

1 実施

この通達は、平成4年10月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和29年6月25日付け最高裁判所家庭甲第100号家庭局長，訟廷部長事務取扱通達「少年調査記録規程の施行について」は、平成4年9月30日限り，廃止する。

3 経過措置

この通達の実施の際，従前の様式による廃棄目録の用紙が残存しているときは，これを使用して差し支えない。

付記（平12．11．15家二第507号）

1 実施

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際，従前の様式による用紙が残存している場合には，これを使用して差し支えない。

付記（平26．10．24家一第607号）

この通達は、平成26年11月4日から実施する。

付記（令和元．5．13家一第86号）

1 実施

この通達は、令和元年6月3日から実施する。

2 経過措置

- (1) この通達の実施後の少年事件処理システムを利用した少年調査記録の保存及び廃棄の事務処理については，なお従前の例による。
- (2) この通達の実施の際，従前の様式による特別保存調査記録保存票の用紙が残存している場合には，これを使用して差し支えない。

(別紙様式第2)

特別保存調査記録保存票

家庭裁判所 支部

記録の表示	氏名 平成・令和 年 月 日生		
保存の対象	調査記録 冊		
保存の原因となつた事件	事件番号	平成・令和 年(少)第 号	
	事件名(通称)		
特別保存の理由	規程8条1項(○を付したもの)		規程8条2項(○を付したもの)
	ア 少年保護事件記録が1項特別保存に付された。 イ 14歳未満の少年の事件で、当該少年が20歳に達する前に調査記録の保存期間が満了する。 ウ 他の少年の事件の調査のために調査記録が必要である。 エ その他 ()		ア 少年保護事件記録が2項特別保存に付された。 イ 少年保護事件の調査上特に参考になる調査を行った。 ウ 世相を反映した事件で史料価値が高い。 エ 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なものである。 オ 少年非行に関する調査研究の重要な参考資料になる。 カ その他 ()
事件の特徴			
特別保存要望者の氏名等			
特別保存認定の日	・	終 期	・
始 期	・	廃 棄 の 日	・
備 考			

最高裁総三第53号

(訟いー01)

令和2年3月9日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 斉 志

事件記録等の2項特別保存に関する運用例について（通知）

先般、重要な憲法判断が示された事件などの事件記録が全国の裁判所において廃棄されていたことが広く報道されたところです。

事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号。以下「保存規程」という。）第9条第2項によれば「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」（以下この規定による特別保存を「2項特別保存」という。）とされており、この2項特別保存については、平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」（以下「運用通達」という。）の記第6の2の(1)においてアからカまでの類型が定められています。各庁におかれては、保存規程及び運用通達の趣旨等のもとより、公文書を含め史料の歴史的な価値や保存の必要性の認識が社会的に高まっていることを踏まえた上で、事件記録及び事件書類（以下「事件記録等」という。）について適切に2項特別保存の手続を行っていただく必要があります。

この度、東京地方裁判所において、外部の有識者から意見を聴取するなどした上で2項特別保存の運用の在り方についての検討が行われ、最高裁判所もこの検討に加わって、別紙のとおり新たに運用要領が策定されました。この運用要領では、特別保存に付すべき事件記録等の選定手順等が具体的に定められているほか、外部か

らの特別保存の要望を受けやすくするための工夫や改善が図られており、実効性が高いものとなっています。その骨子については下記のとおりです。

については、この東京地方裁判所の運用要領を参考に、各庁で下記の事項を盛り込んだ特別保存に関する運用要領を定めるとともに、その運用を適切に行うために必要な態勢の整備を図るよう、よろしくお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

記

- 1 次の事件を2項特別保存の候補事件とする。
 - ア 最高裁判所民事判例集又は最高裁判所裁判集（民事）に判決等が掲載された事件
 - イ 事件担当部から運用通達記第6の2の(1)のアからウまでに該当するとして申出があった事件
 - ウ 主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件
 - エ 弁護士会、学術研究者、その他の者から事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があった事件
- 2 1のアからウまでの候補事件について、事件記録等を2項特別保存に付する。
- 3 1のエの候補事件を2項特別保存に付するか否かの判断に当たって意見を聴くために、裁判所内に保存記録選定委員会を設置する。
- 4 1のエの候補事件について、保存記録選定委員会の意見を踏まえ、事件記録等を2項特別保存に付するか否か認定する。
- 5 2項特別保存の要望の手續等について、弁護士会へ周知するとともに、裁判所ウェブサイトに掲載して広報する。

(別紙)

【機密性2】

令和2年2月18日

東京地方裁判所

民事事件の事件記録及び事件書類に関する事件記録等保存規程第9条第2項及び事件記録等保存規程の運用について（通達）第6の2に基づく特別保存の運用について（運用要領）

民事事件の事件記録及び事件書類に関する事件記録等保存規程第9条第2項及び運用通達第6の2に基づく特別保存の運用について、下記のとおり定める。

記

1 選定手順について

事件記録等保存規程第9条第2項及び事件記録等保存規程の運用について（通達）（以下「運用通達」という。）第6の2に基づく特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付すべき事件記録及び事件書類の選定手順等は、以下のとおりとする。

(1) 次の事件を2項特別保存の候補事件とする。

ア 最高裁判所民事判例集又は最高裁判所裁判集（民事）に判決等が掲載された事件

イ 事件担当部から運用通達第6の2(1)アからウまでに該当するとして申出があった事件

ウ 主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件

エ 在京の弁護士会、学術研究者、その他の者から事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があった事件

(2) 東京地方裁判所長は、(1)アからウまでの候補事件について、事件記録を2項特別保存に付す。

(3) 東京地方裁判所長は、(1)エの候補事件に関し、2項特別保存に付するか否かの判断に当たって意見を聴くために、東京地方裁判所内に「保存記録選定委員会」を設置する。

(4) 東京地方裁判所長は、(1)エの候補事件について、「保存記録選定委員会」の意見を踏まえ、2項特別保存に付すか否かを認定する。

2 保存記録選定委員会について

(1) 「保存記録選定委員会」は、東京地方裁判所民事部の裁判官3名、東京地方裁判所民事首席書記官、東京地方裁判所民事次席書記官1名、東京地方裁判所事務局総務課長で構成する。

(2) 東京地方裁判所長は、「保存記録選定委員会」の構成員として、裁判官3名を指名する。

(3) 「保存記録選定委員会」は、毎年10月から12月までの間に、当該年度に保存の終期が到来する1(1)エの候補事件について、東京地方裁判所長に2項特別保存に付するか否かの意見を具申する。

3 在京弁護士会への周知について

東京地方裁判所長は、在京の弁護士会に対し、2項特別保存の要望方法を定めた上、その手続等について周知する。

4 学術研究者への周知について

東京地方裁判所長は、学術研究者に対し、2項特別保存の要望方法を定めた上、その手続等について周知する。

5 一般的な広報について

東京地方裁判所長は、2項特別保存の要望方法を定めた上、その手続等について、東京地方裁判所のウェブサイトに掲載して広報する。

以 上